

別記様式第3号（第3条関係）

年 月 日

様

関市創業支援拠点施設使用変更(取消)申請書

年 月 日付け 第 号の使用許可の変更(取消し)を次のとおり申請します。

申 請 者	住所又は所在地					
	氏名又は名称及び代表者名					
	電 話 番 号		メールアドレス			
変 更 事 項	使用目的	変更前				
		変更後				
	使用施設区分	変更前				
		変更後				
	使用日時	変更前	年 月 日 ()	時 分	～	時 分
		変更後	年 月 日 ()	時 分	～	時 分
変更(取消し)の理由						
使 用 料	変更前	円	納付済額 ②	精算額 ①－②		
	変更後	① 円	円	円		

備考

- 1 太枠の中のみ記入してください。
- 2 関市創業支援拠点施設使用許可書を添えて提出してください。

別記様式第4号（第3条の2関係）
第 号

様

関市創業支援拠点施設使用変更(取消)許可書

年 月 日付け 第 号の使用許可の変更(取消し)を次のとおり許可します。

年 月 日

印

申 請 者	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び代表者名				
	電 話 番 号			メールアドレス	
変 更 事 項	使用目的	変更前			
		変更後			
	使用施設区分	変更前			
		変更後			
	使用日時	変更前	年 月 日 ()	時 分	時 分
		変更後	年 月 日 ()	時 分	時 分
変更(取消し)の理由					
使 用 料	変更前	円	納付済額 ② 円	精算額 ①－② 円	
	変更後	① 円			

第 号

関市創業支援拠点施設使用等不許可(許可取消)通知書

使 用 施 設 区 分	
申 請 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
許 可 し な い (取 り 消 し た) 理 由	

印

- 1 この処分に対する不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、
 関市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日
 から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると
 審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、
 を被告として(訴訟において を代表する者は、
 となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日か
 ら起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処
 分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をし
 た場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の
 翌日から起算して6か月以内に提起することができます。